

末吉小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和4年3月31日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「法」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）をいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起さない風土づくりに努める。
また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者として

- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人にそうだんするように働きかける。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③いじめを発見した時、または、いじめの恐れがあると思われる時は、速やかに学校、関係機関等に通報する。

子どもとして

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

2 「末吉小学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

いじめ防止対策を推進するために児童支援専任を主任とする「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ・構成員…校長、副校長、児童支援専任、教務主任、人権担当主任、養護教諭、児童指導部員
- ※必要に応じて関係教職員、心理や福祉などの専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめが疑われる情報が入ったときには、組織的に取り組む際の中核となり、当該担任や学年と連携を図りながら対応を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの情報の収集と記録、共有、いじめ対応の役割分担を行う。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

(3) いじめ防止対策に関わる年間活動計画（令和5年度）

※5月の「いじめ早期発見のための生活アンケート」が今年度より記名式になります。

※児童理解のため、定期的に学校独自のアンケートを実施予定です。

月	活動内容			
		地域・保護者との連携 豊かな心の育成・早期発見	児童理解と情報共有	児童理解と いじめの早期発見
4	児童理解（職員会議） 児童指導委員会 いじめ防止連絡会 (月2回)	個人面談		
5		個人面談 授業参観での道徳授業の公開		いじめ早期発見 のための生活ア ンケート (記名式) Y-Pアセスメント (支援検討会)
6	たてわり活動	(ふれあい給食) スピーチコンテスト	児童理解会議①	
7		個人面談	児童理解研修 (いじめ根絶)	児童アンケート YPアセスメント
8			特別支援ブロック 会議①	
9		サイバー教室4年 (情報モラル教育ネットを 通じたいじめ対処)		
10		末吉カップ		
11				
12		人権週間（校長講話） 個人面談	特別支援ブロック 会議②	いじめ一斉解決 アンケート
1				YPアセスメント
2		花育	児童理解会議②	
3				

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) 未然防止に関すること

道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図るとともに各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

(ア) 学習指導の充実

- ・ 学習指導を通して、認め合い高め合う学級を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・ 「確かな学力向上と一人ひとりの実態に即した個に応じた授業」「コミュニケーション能力を育む授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

(イ) 道徳授業の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育むとともに人間としての生き方の自覚を促し、子どもの道徳的実践力を育成する。
- ・ 挨拶運動の実践や「末吉の子ども（学校の決まり）」の指導から、規範意識や礼儀を大切にする姿勢、コミュニケーション能力を高める。

(ウ) 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、協力する心、規範意識などを育む体験的な学習活動の充実を図る。
- ・ 仲よし委員会（児童会）の活動の常時活動として「あいさつ運動」、言葉について考える「ありがとうを増やそう」などの活動を行う。また、人権週間での集会や、各学級で人権クラス目標を立てるなど、人権意識を高めるための呼びかけを行う。

(エ) インターネットトラブル防止

- ・ 4年生以上は、サイバー教室等を通して、「スマートフォンやパソコンなどを通じたいじめの防止及び、情報のモラル教育」を実施する。また、保護者・関係機関ともいじめ・ネットトラブル防止のための連携を進めるようにする。

(オ) その他

- ・ 子ども一人ひとりが、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・ いじめを許さないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。
- ・ 教職員の言動が子どもを傷つけたり、他の子によるいじめを助長したりすることがないよう不適切な言動に注意する。

(2) 早期発見に関すること

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。

(ア) いじめの芽を早期に発見するために、全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

- ・ いじめ防止対策委員会を月2回開催し、各学年の情報を共有し組織的な対応をしていく。

(各学年1人参加)

(イ) 日常の観察からいじめの発見に努める。

- ・交友関係の変化 ・体調の変化や表情の変化 ・服装の乱れや言葉遣いの変化 ・欠席状況、遅刻・早退の状況 ・持ち物の紛失や持ち物の変化 ・金銭の使い方の変化 ・保健室への訪問回数等

(ウ) 児童・保護者等との情報からいじめの発見に努める。

- ・児童アンケート（7月・11月）、いじめ解決一斉キャンペーン（12月）の実施による聞き取りと指導、学年や学校全体での見守り・スクールカウンセラーによる教育相談（月2～3回）
- ・家庭訪問や個人面談での情報交換 ・Y-P アセスメントシート（5月）による支援検討会

(3) いじめへの対処

いじめが疑われる情報が入ったときには、直ちに、いじめを受けている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、いじめ防止対策委員会を中心として組織的な対応を行う取組を推進する。また、事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携を図る。

- ・事実確認、児童への支援・指導、関係保護者への連絡・支援・指導等
- ・事後の支援については、必要に応じて専門家との連携を図る。
- ・全教職員で情報を共有し、再発防止に向け、適切かつ継続的に指導及び支援する。
- ・事案によっては、保護者・地域にも協力、警察署等関係機関に連携を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

(4) いじめの解消

いじめの解消している状態とは、いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいる、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことと条件を満たしていることとする。

- ・定期的に被害児童、加害児童の見守りや相談活動を行うとともに、保護者との定期連絡を行う。

(5) 研修等の実施

- ・児童理解会議を年2回、いじめに関する全教職員対象の研修を年1回実施する。
（必要に応じて回数を増やす。）
- ・学年研（毎週）、児童指導委員会（毎月）、職員会議（毎月）において、児童理解を目的とした情報の共有を図る。

(6) 保護者・地域との連携

- ・地域合同清掃 学区内を保護者や地域の方々と清掃する活動を通して、末吉のまちをみんなできれいにしていこうとする態度を育てる。
清掃活動を協力して行ったり、清掃後に交流したりしながら、保護者や地域の方々と連携を図る。
- ・花育活動 地域の方々と協力して植物を育てることで、植物を大切に作る気持ちをもつ。

4 重大事態への対処

【報告】 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【児童生徒・保護者への報告】

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、いじめを受けた児童等及びその保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。

5 その他

- ・必要があると認められるときは、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。